

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>今回共同で申請する黒滝村商工会、下市町商工会、天川村商工会が所在する地域は、奈良県の中央部に位置する「中吉野地域」といわれており、以前より「中吉野地区商工会広域協議会」を組織し、さらに、経済産業省の経営発達支援事業についても共同申請し認定を受け、広域的な視点から小規模事業者の持続的発展を目指し様々な共同事業を行ってきた。</p> <p>本申請においても三町村商工会が合同で取り組むことで、お互いに補完しながらより効率的、効果的に小規模事業者の防災・減災対策について支援が行えるものと判断し、新たな計画に基づいた事業の実施を継続的に行う。</p> <p>I 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>住民の生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靭化基本計画、奈良県国土強靭化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ大規模自然災害を対象として想定している。</p> <p>●黒滝村</p> <p>1) 水害～大和川大水害～</p> <p>台風10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。</p> <p>奈良市における雨量をみると、8月1日160ミリ(観測開始以来2番目)、8月3日155.5ミリ(同3番目)という記録的な豪雨となった。</p> <p>これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5, 573棟、床下浸水5, 084棟という甚大な被害となった。</p> <p>2) 土砂災害～紀伊半島大水害～</p> <p>台風第12号が北上し、平成23年9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風の速度が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。</p> <p>総降水量は、上北山のアメダスで1812.5ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1652.5ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミリを記録するなど奈良県南部全域で経験したことのないような大雨となった。</p> <p>これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。</p> <p>村内の主な被害は、死者・行方不明者こそ出なかつたものの、建物全壊1棟、半壊2棟、一部損壊・床上浸水8棟、床下浸水4棟という近年に類を見ない大きなものとなった。</p> <p>また、過去の土砂災害として大きなものが昭和34年伊勢湾台風災害で、奈良県でも山津波で一度に58名の犠牲者を出すなど死亡84名、行方不明30名に上り、本村においても死者・行方不明者7名の尊い人命が失われ、戦後の県史上最大級の台風惨禍であった。</p>

3) 地震

①内陸型地震（中央構造線断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本村の被害の大きいとされている中央構造線断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・村内で震度6強の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約8.5%が揺れによるものであり、残り約1.5%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約9.0%が揺れ・液状化によるものであり、残り約1.0%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約8人、負傷者：約15人、死傷者：約23人]

○建物被害

- ・建物被害の約9.5%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの
[全壊：約118棟、半壊：約172棟、全・半壊計：約290棟]

○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約372人]

○その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

②海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。

なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内的人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）>

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※黒滝村で想定される最大震度は基本ケースで震度6弱、陸側ケースで震度6強とされている。

4) 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、黒滝村において多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

●下市町

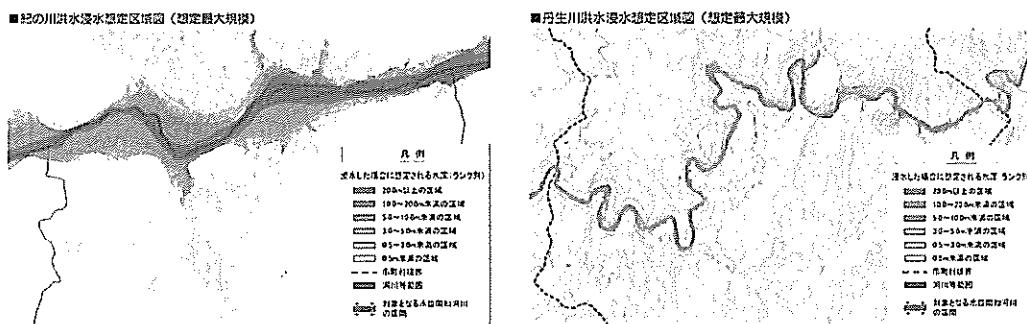
1) 風水害

下市町において、水防法第14条第1項に基づき奈良県知事より洪水浸水想定区域と指定された河川は、吉野川（紀の川）と丹生川の2河川である。左記2河川に加えて、秋野川や阿知賀川、小路谷川などが、昭和34年伊勢湾台風や昭和57年台風10号、平成29年台風21号などで町内各地に大きな被害をもたらした。

■洪水浸水想定区域の概要

対象河川	紀の川水系紀の川（吉野川）	紀の川水系丹生川
作成主体	奈良県県土マネジメント部河川課	
指定年月日	平成31年3月26日	令和2年3月24日
指定根拠法令	水防法第14条第1項	
指定の前提となる降雨	橋本地点上流域の2日間総雨量 678mm	
関係市町村	五條市、吉野町、大淀町、下市町、川上村	五條市、下市町、黒滝村

資料：奈良県県土マネジメント部河川課資料

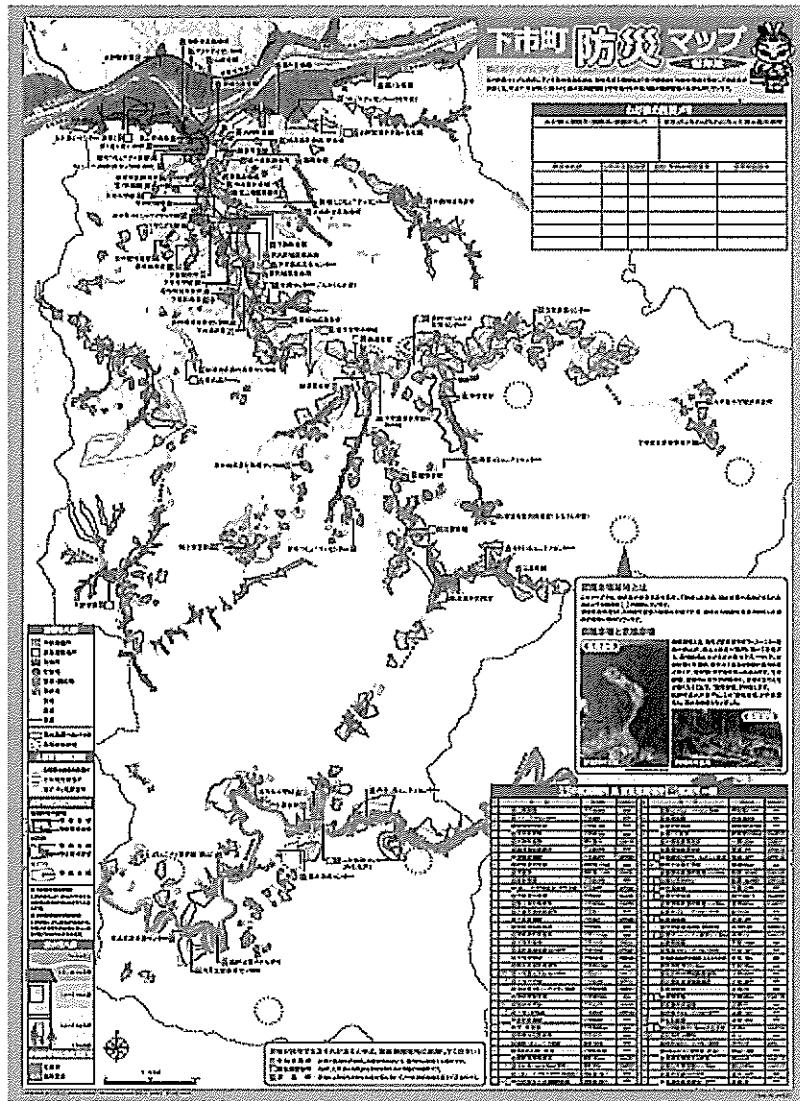


2) 土砂災害

下市町は山地が多く、土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域等に指定されている箇所が多い。そのため、豪雨等により土砂崩れ等の災害が発生し、被害が生じる可能性が高い。平成29年の台風21号をはじめとする豪雨等で、本町に甚大な土砂災害をもたらしている。

■土砂災害関連指定状況（令和2年3月現在）

種別	その内 土砂災害特別警戒区域	
	合計	570箇所
土石流	191箇所	173箇所
地すべり	4箇所	0箇所
急傾斜	401箇所	397箇所



3) 地震

① 内陸型地震（中央構造線断層帯等）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に下市町の被害が大きいとされている中央構造線断層帯をはじめとした地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

中央構造線断層帯による地震では、町内において最大震度6強の揺れが想定されている。

(資料：第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

○人的被害・建物被害 本町の死者数・建物被害数は、第2次奈良県地震被害想定調査によれば、内陸型の地震は、海溝型地震よりも被害が大きい傾向にある。

○その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路や河川等についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定を以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）>

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※下市町で想定される最大震度は、基本ケース及び陸側ケースとともに震度6弱とされている。

資料：内閣府政策統括官防災担当報告

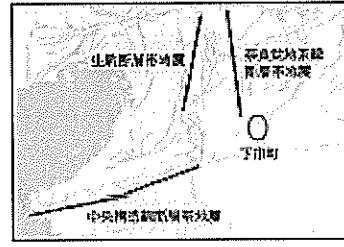
周辺の地震 ~大地震は、いつどこで起きてもおかしくありません~

近年、各地で洪水や地表などの自然災害が多発しており、下市町においても、同様の地震が発生する可能性があります。飯神・淡路大震災では、亡くなられた方の約9割が、住宅の倒壊や家具の下敷きなどによる圧迫死や窒息死であったとされています。仕事の副業化など、身近な地震対策からはじめましょう。

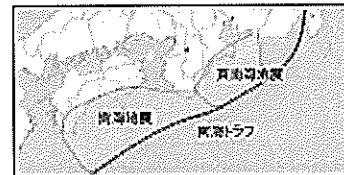
周辺で起こりうる主な地震

周辺の地震	マグニチュード	地震活性度
中央構造線鹿児島地震	8.0	ほぼ0%~5%
益良益城鹿児島地震	7.4	ほぼ0%~5%
生駒群若狭震	7.0~7.5	ほぼ0%~0.1%
東南海・南高地震(同時発生)	8.5	60%~70%

地震発生確率は、今後10年以内に発生する確率です。
出典:地質調査研究総合センターの公表値(評価時点:平成22年1月1日)



マグニチュード
地震のエネルギーの大きさをマグニチュード、地元が測れる大きさを震度と呼びます。マグニチュードが大きい地震でも、震度が低い場合や深い場合は、震度が小さくなります。マグニチュードが1増えると、地震のエネルギーは約32倍になります。



震度と想定される被害 ~震度による人や建物、家具などへの影響~

震度	被害
4	ほとんど人が震く。窓ガラスなどのつり下げ物は大きく揺れる。倒れたり倒れたりする。
5弱	大人の人が、恐怖を感じ、気がつかないといふ感じ。机にある資料類や本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがあり、不安なものは倒れることがある。
5強	机につかまらないと重くことが重い。机にある資料類や本で落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。転倒されないプロック者が倒れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルやセラフが破損、落と下することがある。転倒したときに、倒れたまま倒れたりすることがある。倒れるものもある。
6強	床が震ぐことがある。机は震えたり倒れることがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものが多くなる。床板性の高い木造建物は、机のものや、倒れるものが多くなる。大きな音が鳴りがちになり、大川が流れたり山林の崩壊が発生することがある。
7	床板性の低い木造建物は、机のものや、倒れるものがさらに多くなる。床板性の高い木造建物では、机に倒くことがある。耐震性の低いコンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

出典: 東防府

4) 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、下市町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

●天川村

当村は過疎化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合が約半数となり、高齢化率が非常に高い。これにより災害時の要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も防災力を弱め、災害を大きくする要因となっている。

1) 水害および土砂災害

天川村は周囲を急峻な大峯山脈に囲まれている。熊野川の源流「天の川」が中央を流れ、集落は標

高 441m から 820m の天の川沿いのわずかな平地や傾斜地に点在している。年間雨量は 2,000 mm と多く後述の平成 23 年（2011 年）台風 12 号（紀伊半島大水害）では 1 時間に 40 mm を超える激しい雨を記録し、結果、発生した土砂崩れにより川がせき止められる等し、大規模な災害となった。

天川村の災害記録として「明治 22 年吉野郡水災誌」が残されている。十津川の大水害と言われるもので、明治 22 年（1899 年）8 月、台風と停滞する秋雨前線によりもたらされた大雨により、熊野川流域で発生した大規模水害である。熊野川の上流に当たる天川村では、大規模崩壊数 12 箇所、死者 10 名、流出 17 戸、全壊 2 戸、新湖数 4 箇所がせき止められた。その他の主な水害及び土砂災害は以下のとおりである。

■ 伊勢湾台風 昭和 34 年（1959 年）9 月 26 日

被災世帯 592 戸

全壊家屋 16 戸、流出家屋 6 戸、浸水 53 戸、半壊家屋 53 戸、高地流失埋没 49ha

被害総額 10 億円

■ 台風 12 号（紀伊半島大水害）平成 23 年（2011 年）8 月 30 日～9 月 4 日

死者 1 名

被災世帯 64 戸

全壊 13 戸、大規模半壊 17 戸、半壊 17 戸、浸水 4 戸、床下浸水 13 戸、倉庫棟 16 棟
天川中学校 2 階まで浸水

道路決壊 48 箇所以上、河川 2 箇所、砂防 1 箇所、大規模山腹崩壊 2 箇所

農地被害 5 箇所、水道施設被害 2 箇所

長期停電、観光産業風評被害（入込客数 5 万人減）

2) 地震

① 内陸型地震（中央構造線断層帯等）

奈良県が公表している「第 2 次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に 8 つの起震断層を設定して被害を想定。天川村において被害が大きいとされている中央構造線断層帯をはじめ、想定される地震の被害は以下のとおりである。

（内陸型地震）

天川村 内陸型地震被害想定

		奈良盆地 東縁断層帯	中央構造線断 層帯	生駒断層帯	木津川 断層帯	あやめ池摺曲一 松尾山断層	大和川 断層帯	千股断層	名張断層
最大震度		6強	6強	6弱	5強	6弱	6弱	6強	6弱
建物被害	全壊棟数	108	171	76	6	6	41	135	81
	半壊棟数	289	289	212	9	9	78	289	232
人的被害	死者数	9	13	6	1	1	4	11	7
	負傷者数	19	28	10	0	0	3	23	12
避難人口	地震直後	449	527	362	23	23	174	487	381
	1週間後	478	565	389	27	27	195	520	408

※その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高く、通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる。

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は多様な震源パターンがあり得ることから必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、国の地震調査研究推進本部が公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されている。また、地震発生の相対的評価の高い奈良県の主要な断層帯である奈良盆地東縁断層帯については発生確率が10%未満であるが、マグニチュード7.4程度の大規模地震が想定されている。

天川村では、南海トラフ巨大地震による最大震度6強が想定されている。

3) 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、天川村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況

資料：総務省統計局「平成28年経済センサス」・商工会実態調査データより

●黒滝村

- ・商工業者等数 55事業所
- ・小規模事業所数 52事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業所数	備考（事業所の立地状態）
商工業者	建設業	6	5	村内に広く分散している
	製造業	32	30	村内に広く分散している
	卸売・小売業	8	8	村内に広く分散している
	飲食・宿泊業	5	5	村内に広く分散している
	サービス業			村内に広く分散している
	その他	4	4	村内に広く分散している

●下市町

- ・商工業者等数 269事業所
- ・小規模事業所数 242事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業所数	備考（事業所の立地状態）
商工業者	建設業	38	32	町内に広く分散している
	製造業	64	60	町内に広く分散している
	卸売・小売業	92	83	町内に広く分散している
	飲食・宿泊業	8	8	町内に広く分散している

	サービス業	55	50	町内に広く分散している
	その他の事業所	12	9	町内に広く分散している

●天川村

- ・商工業者等数 220 事業所
- ・小規模事業所数 192 事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業所数	備考（事業所の立地状態）
商工業者	建設業	26	26	村内に広く分散している
	製造業	22	12	村内に広く分散している
	卸売・小売業	68	60	村内に広く分散している
	飲食・宿泊業	78	68	村内に広く分散している
	サービス業	17	17	村内に広く分散している
	その他	9	9	村内に広く分散している

(3) これまでの取組

●黒滝村の取り組み

- ・地域防災計画の策定、防災（避難）訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・黒滝村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・衛星携帯電話を配備
- ・避難所及びヘリポートの整備
- ・ハザードマップ等の配付
- ・情報伝達用 FM 告知機（防災放送）の各戸配置
- ・観光防災 Wi-Fi 整備による気象観測機器やカメラの設置

●下市町の取り組み

- ・下市町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・食糧・飲料水・生活必需品、防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・下市町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ハザードマップ等の配布及びホームページに掲載
- ・下市テレビ等による情報伝達の充実と新たな情報伝達手段の確保を推進

●天川村

- ・天川村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備蓄倉庫の設置
- ・非常食、保存水の配備・更新（更新は令和2年に完了）
- ・防災マップの作成・配布（令和2年より役場 HP 上でも公開）
- ・蓄電池式避難誘導等の整備
- ・防災ヘリポートの整備
- ・天川村新型インフルエンザ対策行動計画の策定
- ・防災行政無線屋外スピーカーの増設

◆三商工会（黒滝村・下市町・天川村）の取組

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・事業者B C P策定セミナーを合同（黒滝村・下市町・天川村商工会）で開催予定
- ・損保会社と連携した損害保険加入促進
- ・黒滝村・下市町・天川村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について、漠然的な記載にとどまり、三商工会（黒滝村・下市町・天川村）とそれぞれの町村との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

さらに、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言出来る程度の知識やノウハウを有する職員や保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地域内の中規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地域内（黒滝村・下市町・天川村）の中規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策や事業所B C Pの必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、「災害用伝言ダイヤル171」の周知を行うとともに、三商工会（黒滝村・下市町・天川村）とそれぞれの町村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな事業継続が行えるよう保険・共済に対する助言を行える「経営指導員等職員」の育成に努める。
- ・巡回時や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談等を実施する。

* その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・三商工会（黒滝村・下市町・天川村）とそれぞれの町村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

三商工会（黒滝村・下市町・天川村）では、多発する自然災害や感染症・事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。また、災害時発生時における連絡手段の一つである「災害用伝言ダイヤル171」の周知を行う。
- ・商工会のホームページ、町村広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・三商工会（黒滝村・下市町・天川村）では、令和3年度中に事業継続計画を作成予定

3) 関係団体等との連携

- ・奈良県商工会連合会から紹介を受けた損害保険会社や共済アドバイザー等、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、ビジネス総合保険や感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼等も行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認。
- ・発災後、速やかに事業継続できるよう損害保険・共済制度の加入状況を確認する。
- ・三商工会（黒滝村・下市町・天川村）とそれぞれの町村において、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設け、必要に応じて本計画の見直し等を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・風水害等）が発生したと仮定し、町村・県等による訓練への参加、連絡ルートの確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を三商工会とそれぞれの町村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、それぞれの三町村における感染症対策本部設置に基づき、各三商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・三商工会とそれぞれの町村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

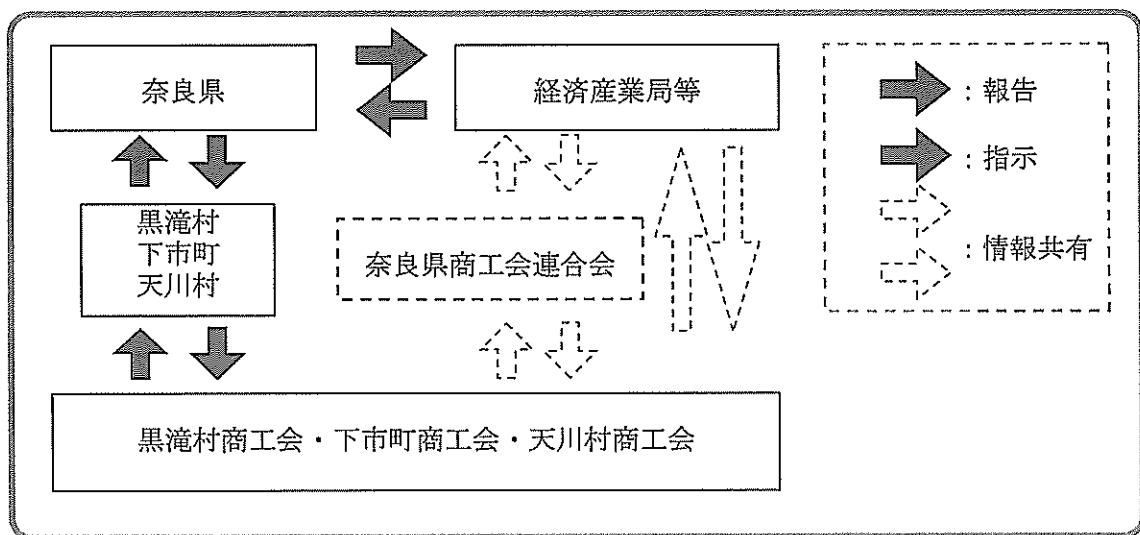
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、三商工会とそれぞれの町村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日間	1日に3回共有する
4日目～2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回必要に応じて共有する
2ヶ月以降	必要に応じて共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・三商工会とそれぞれの町村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・三商工会とそれぞれの町村が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて三商工会又はそれぞれの町村より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、三商工会又はそれぞれの町村が共有した情報を奈良県が指定する方法にて三商工会又はそれぞれの町村より奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の三商工会（黒滝村・下市町・天川村）地域内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、それぞれの町村と相談する（各商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・各地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、各町村等の施策）について、それぞれの地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地域内小規模事業者に対する復興支援 >

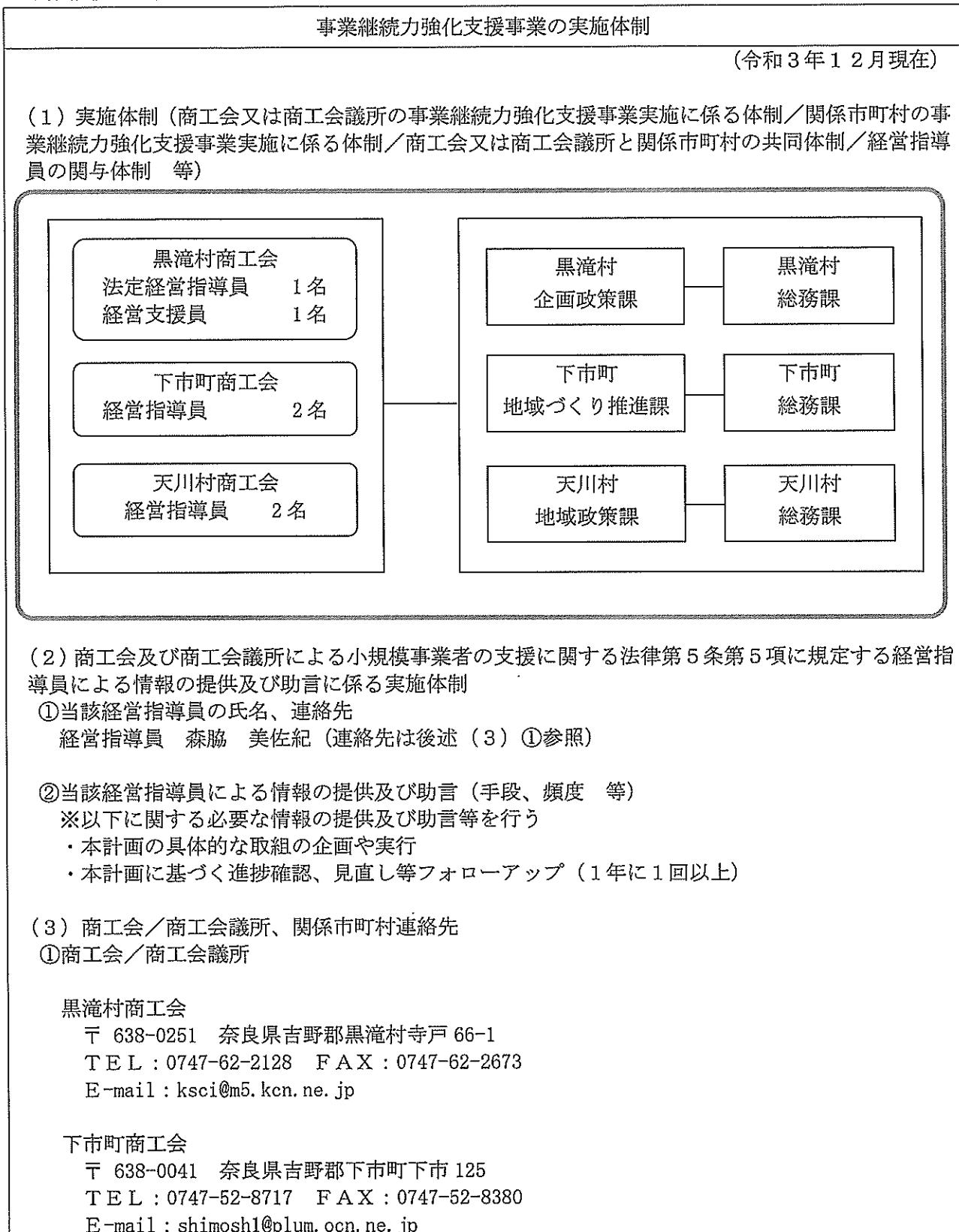
- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



天川村商工会

〒 638-0301 奈良県吉野郡天川村川合 319-4

T E L : 0747-63-0818 F A X : 0747-63-0217

E-mail : tenkawa@m5.kcn.ne.jp

②関係市町村

黒滝村 企画政策課

〒 638-0292 奈良県吉野郡黒滝村寺戸 77

T E L : 0747-62-2031 F A X : 0747-62-2569

E-mail : kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

下市町 地域づくり推進課

〒 638-8510 奈良県吉野郡下市町下市 1960

T E L : 0747-52-0001 F A X : 0747-54-5055

E-mail : kikaku@town.shimoichi.nara.jp

天川村 地域政策課

〒 638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60

T E L : 0747-63-0321 F A X : 0747-63-0329

E-mail : chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・専門家派遣費	300	300	300	300	300
・セミナー 開催費	300	300	300	300	300
・パンフ、チラ シ作成費	150	150	150	150	150
・広報費	200	200	200	200	200
・防災、感染症 対策費	250	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費・県補助金・町村補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。